

9 外国人の権利に関する条約(米州)

署名 名 一九〇二年一月二十九日(メキシコ市)
効力発生 一九〇二年一月二十九日
当事国 五

アルゼンティン共和国、ボリヴィア国、コロンビア国、コスタリカ国、チリ国、ドミニカ共和国、エクアドル国、サルヴァドル国、アメリカ合衆国、グアテマラ国、ハイチ国、ホンジュラス国、メキシコ合衆国、ニカラグア国、パラグアイ国、ペルー国及びウルグアイ国の大統領は、各自の国が第二回国際アメリカ会議に代表者を出すことを欲し、アメリカの利益のためその適当と認める勸告、決議及び条約を承認することを正当に委任された次の代表をこの会議に派遣した。

(代表名略)

右の各代表は、互にその全権委任状を示し、政府の承認を条件として行動するアメリカ合衆国、ニカラグア国及びパラグアイ国の大統領の代表者の呈示したものを除き、その良好妥当であることを認め、次の条項の外国人の権利に関する条約を作成することに合意した。

第一条「民事上の権利」外国人は、内国民に属するすべての民事上の権利を享有し、且つ、実体、形式又は手続についても、またこの権利から生ずる請求についても、内国民と全く同一の条件の下にこの権利を行使する。但し、各国の憲法に別段の規定がある場合にはこの限りでない。

第二条「国の負担する義務と責任」国は、その憲法及び法令によつて自国民のために設定されたもの以外のなんらの義務又は責任をも外国人に対し負担し、また外国人のために承認しない。

従つて、国は、はん徒又は個人の行為によつて外国人の被むる損害及び一般になんらかの種類の場合的原因(内乱のもの)であると国家的のものであると問わず、戦争行為は、偶発的原因とみなされるから生じた損害について責任を任ずることはない。但し、官憲においてその義務を遵守しなかつた場合には、この限りでない。

第三条「裁判所に対する提訴」外国人は、国又はその人民に対して民事上、刑事上又は行政上の要求又は苦情をもつ場合には、その請求をこの国の権限ある裁判所に提起する。右の請求は、外交手続によつてなしてはならない。但し、裁判所の公平を取扱の明白な拒否又は異常な遅延又は明白な国際法違反があつた場合には、この限りでない。

右の証拠として、各全権委員及び代表は、この条約に署名し、第二回国際アメリカ会議の印章を押しした。

千九百二年一月二十九日メキシコ市においてそれぞれスペイン語、イギリス語及びフランス語で記した本書二通を作成した。この本書は、メキシコ合衆国政府の外務省に寄託し、外交手続によつて署名国に送付するためその認証謄本を作成する。

